

予定価格重視から事業費重視へ

Shifting the priority from ceiling price to total project cost

正会員 阿部賢一

By Kenichi Abe

我が国の公共工事の調達方法は、基本的には明治 22 年制定の「会計法及び会計規則」にもとづいて実施されている。第二次世界大戦における敗戦で、それまでの我が国の国家体制は崩壊した。昭和 22 年、会計法は改正され、予算決算及び会計令が公布された。しかし、明治以来の枠組みは基本的に踏襲され、古色蒼然たるものである。世界が国際化する中で、公共工事の調達も多様化している。

いつまでも、法律解釈論で古色蒼然たる法律を温存することには無理がある。入札価格の事後公表は、国際化に対応する会計法の抜本的改正の端緒である。公共工事では、いままで、入札価格に重点が置かれていたが、今後は最終事業費を全体的なプロセスの中で把握していくことが必要である。

【キーワード】 会計法、秘匿、最終事業費、コスト削減

1. はじめに

本年二月の中建審建議で予定価格の事後公表が提案された。会計法制定以来、「秘匿」されてきた予定価格の事後公表の動きが本年度から建設省を始め中央官庁、地方自治体へと波及している。事前公表をする自治体もある。いままでの「秘匿」とは一体なんであったのだろう。現在に至る予定価格の経緯を考察する。予定価格よりも、公共工事の最終事業費全体を考えることが重要である。

2. 指名権、予定価格、談合

日経コンストラクションのインタビュー記事で金本良嗣助教授(当時)は、公共工事の発注制度について、指名権、予定価格、談合の三点セットからの脱皮を主張した。「現行の公共発注制度においては、談合はおきうるし、それを阻止できない。談合によって値段が吊り上ると困る。だから予定価格の上限拘束性によって価格をコントロールして、談合の弊害を防止しようとする。指名制度は、それでも談合され、予定価格が低すぎるとして入札不調になるかもしれない。そしたら、以後は指名からはずすと脅かす効果を持たせる。現在はいくつもの組み合わせで、談合があるにもかかわらずそん

なに高値にならないのである」とわかりやすく説明している。そして、「かつては発注官庁側の技術力が高かったので、官庁がきちんと設計して予定価格を決め、請負者にその通りに工事してもらうのだから、価格だけで契約を結べる。品質のことなど心配しなくて済んだ。最近では民間業者の方が技術力が上回る事例も増えてきた。そうすると、いままでの原理が機能しない。設計も不十分、予定価格の積算も不正確になる。

経済学の考え方では、発注者が受注者より情報が乏しいまま予定価格に頼ると、発注者が不利になる。結果として納税者が損をする」と、経済学理論を展開している。それから 7 年が経過した。しかし、指名権、予定価格、談合の三点セットは相変わらず健在である。公正取引委員会が建設業者三社に対して、「談合の証拠が得られなかった」などとして排除勧告を断念したが法的強制力のない警告をだす(98 年 6 月 17 日)など、建設不祥事報道は途絶えることがない。

3. 会計法

明治二二年(1889)の「会計法及び会計規則」の布告によって、入札請負制度が確立した。土木建築工事はこれに準拠して施工されることになった。明治三三年(1900)に、公告による競争と随意契約の二方法のみであることに不

便を感じた政府は指名競争入札の方法を考え出し、勅令として公布した。これによって、「政府の工事又は物件の購入で、無制限の競争に付することが不利である場合には、指名競争入札に付することができるようになった。

この勅令内容は大正十一年(1922)の会計規則改正に当って、本文に採択され、勅令は廃止された。第二次世界大戦後、昭和二二年(1947)、会計法の改正とともに、従来の会計規則にあたるものとして、「予算決算及び会計令(予決令)」が公布された。基本的には従来の「会計法及び会計規則」の考え方を踏襲した古色蒼然たるものである。これが予定価格の根拠となっている会計法令の経緯である。会計法第29条では「一般競争に付することが不利と認められる場合、指名競争に付することができる」と規定されていたが、昭和三六年(1961)の一部改正で、「指名競争に付するものとする」と宣言的な規定に変更された。指名競争入札はあくまでも例外規定である。この例外規定が、いつのまにか競争入札の原則となってしまった。平成5年12月(1993)の中央建設業審議会(中建審)建議では、指名競争方式の悪用が深刻な不祥事を引き起こす一因になったと分析し、入札・契約方式改革の基本方針が示された。一般競争方式、技術提案総合評価方式の導入が提案された。建議の「おわりに」の冒頭で「入札・契約制度全般にわたる思い切った改革を提案したものである」と述べているが、会計法の見直しや変更についてはなんら具体的な提案はしていない。中建審の「思い切った改革」は、当時の世界の公共調達手続きからははるかに時代遅れのものであった。しかし、この建議の結果、一般競争入札が九十年ぶりに本格的に採用されることとなった。

4. 予定価格

予定価格はこれまで公表されることはなかった。予算決算及び会計令(予決令)のなかで、「予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない」と規定されている。この「封書にする」ということが、秘匿の根拠とされた。入札前はもちろん、入札後も、以後の同種工事の予定価格の類推につながるとして、公表されなかった。

予定価格の作成については、予決令第79条に「契約担当官等は、その競争入札に付する事

項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際、これを開札場所に置かなければならない」と規定している。

官公庁契約精義によれば、「予定価格とは、国が契約を締結する際に、その契約金額を決定する基準として、契約担当官等があらかじめ作成する見積価格をいう。予定価格は、契約額を決定するための基準となるものである。競争入札といっても、支出原因契約にあつては、最低の価格であるというだけでは決定できるものではなく、予定価格を基準として契約額を決定しなければならない」と解説している。

予定価格は契約額を決定する基準なのである。さらに、予決令第80条に「予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない」と規定している。これが予定価格の総額主義の原則である。単価による予定価格の決定は例外的に認められている。すなわち、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約については、単価契約を予定し、これら単価についての競争に係る予定価格は、単価について定めることができる(予決令第80条)。

前出の官公庁契約精義によれば、「予定価格を記載した書面(予定価格調書)を封書にして、開札の際これを開札場所に置くのは、入札後これを公開の場所において開披して、落札価格を決定することによって、競争手続きの公正さを確保しようとするものである、しかし、このことは、予定価格を公表することを意味するものではない」「封書とするのは外部に漏れないようにし、公正な競争が行われることを確保しようとするものである」と解説している。さらに、『予定価格の秘密の保持』(251～252頁)を設けて、予定価格の秘匿の必要性を強調している。「予定価格の秘密は厳格に保持されなければならない。したがって、予定価格の作成に当っては、契約に直接関係した責任ある職員以外の者をこれに関与させてはならない。予定価格は、競争入札に先だつて作成されるものであり、入札者が、これを探知することは、競争について有利な立場に立つこととなり、また連合(談合)の資料とされるなどの弊害を生むこととなるので、入札前は厳にこれがもれることを防がなければならない。予定価格は開札後においても

落札決定まで公開されるべきでないことは、いうまでもない。これは、開札後落札者がないため再度入札に付する場合、また、さらに公告して入札を実施する場合、あるいはその予定価格の範囲内で随意契約をする必要がある場合もあって、それに備える必要があるからである。

落札決定後において予定価格を公開することはどうか。この場合においても、予定価格を公開すると、その後における契約の履行及びその他の競争入札の執行上弊害を伴うおそれもあるので、落札決定後においても予定価格は秘密にすべきである。昭和三六年の会計法の一部改正により契約書を作成する場合においては、入札が申込みとなり、落札決定により契約は部分的に成立し、契約書の作成によって契約上のすべての要件が満たされ、完全に成立するに至ることとなるので、万一相手方が契約書を作成する義務を履行しないときは、改めて入札を行う必要も生ずるから、このような場合にも備えて、別段の規定があるわけでもないが、落札決定後といえども予定価格は公表すべき性質のものではない」と解説している。引用が長くなったが、これが官公庁発注関係者の入札価格を秘匿する論理である。特に最後の下線の部分に注目すれば、入札価格は秘匿すべきものであるという明示規定はないことは明白である。我が国の法律専門家や行政関係者の唯一の拠り所は法律である。しかし、この事例でも示されている通り、法律用語の拡大解釈と裁量権限が百年以上にわたって行使されてきたのである。明示規定がないことが不都合であれば、改訂して明示規定を設けるべきである。また、「……競争入札の執行上弊害を伴うおそれもある……」ならば、そのおそれを取り除く規定を設けるべきである。

5. 予定価格についての中建審建議

(1)平成五年(1993)の中建審建議

建議の内容は、入札・契約制度全般にわたる思い切った改革を提案したものであるといいきったが、予定価格については、今後とも幅広く検討を進める必要があるとして結論を先送りした。予定価格というのは、入札制度の根幹であるが、これについての「思い切った改革」は提案されなかった。

予定価格の事前公表を行うことにより、予定価格を探ろうとする不正な動きを防止し、不自然な入札を行いにくくすべきであるという意見、予定価格を事前公表しても、競争的環境の下では必ずしも談合を助長しないという意見がでた。しかしながら、事前公表については、入札談合がさらに容易に行われるようになる可能性があり、競争を通じて納税者の利益を最大限に実現するという競争契約制度の根幹に触れること、建設業者のまじめな見積り努力のインセンティブが失われること、予定価格直下への入札価格の集中をもたらすおそれがあること、などで予定価格の事前公表を行うことは問題がある。一方、事前公表をすべきでないとしても、不自然な入札のチェックが可能になること、積算の妥当性の向上に資すること等から入札後の公表を行ってはどうかとの意見が出た。これについては、以降の同種工事の予定価格を類推させ、事前公表と同様の弊害を誘発する等の問題があり、事後公表の適否については慎重に検討する必要があるとした。前出の官公庁契約精義の入札価格秘匿の論拠を追従したものとなっている。入札価格を「秘匿」してきた古色蒼然たる理由を繰り返したにすぎない。

(2)平成十年中建審建議

建議では建設業を取り巻く環境が大きく変化しているが、このような時こそ、建設業が技術に支えられた生産性の高い産業を目指して抜本的な体質改善を行う絶好の機会であるとし、技術と経営に優れた企業が伸びられる環境づくりに早急に取組むことが必要であることを強調している。

予定価格の公表については、前回同様の問題点が述べられた。しかしながら、予定価格の事後公表については、「事後公表に踏み切り、具体的な方法等について検討を開始すべきである。事前公表についても、透明性、競争性の確保や予定価格の上限拘束性の在り方と併せ、今後の長期的な研究課題とすべきである」との提案を行った。

事後公表については、積算基準に関する図書の公表が進み、すでに相当程度の積算能力があれば予定価格の類推が可能となっておりとともに、施工技術の進歩等により工事内容が多様化し、事後公表を行ったとしても以降の工事の

予定価格を類推することは一定の限度がある一方、事後公表により、不正な入札の抑止力になり得ることや積算の妥当性の向上に資するとしている。

6. 予定価格の公表

平成十年二月(1998)に出された中建審建議を受けて、建設省は平成十年度から直轄工事で予定価格の事後公表を実施することになった。公団・事業団もこれに追従することになった。運輸省は、平成十年三月二七日付で平成十年度から小額随契等を除く全ての工事を対象として予定価格の事後発表を行うこと、低入札価格調査の結果の公表も行くとインターネットホームページに発表した。

これに先だって埼玉県では平成十年三月から、予定価格(落札できる上限価格)、設計額、最低制限価格(下限価格)と低入札価格調査制度の調査基準価格など入札に関する情報を事後公開した。平成十年度から最低制限価格も廃止するほか、入札から一切の隠し事をなくするため入札現場も一般公開することとなった。

最低制限価格の廃止に伴って、県が調査して工事の質を維持できると判断したら落札できる低入札価格調査制度を導入する。一部の工事ではすでに実施しているが、今年三月から段階的に対象を広げ、最終的に一千万円以上のすべての公共工事に適用する。

予定価格の事後発表の動きは全国の自治体に広がっている。予定価格についての司法の判断については、平成十年三月十二日に大阪地裁が「大阪府が予定価格など入札情報を非公開としたのは違法である」という判決を下している。もうひとつ、横浜市が日本下水道事業団に委託した請負工事について、設計金額、設計単価、歩掛かり、執行予定額(予定価格)の公開を求めた住民グループの請求に対して、平成九年七月(1997)、横浜地裁は「予定価格の公開が時代の趨勢とはとてもいえない」と主張した横浜市の主張を受け入れ、原告の請求を棄却したが、東京高裁での控訴審でどのような判決が出されるかも注目の的である。

本年二月の中建審の建議、三月の行政改革委員会の規制緩和に関する最終報告を受けて、建設省から委託を受けた建設経済研究所は、予定価格の事前公表、一般競争入札の対象拡大、官

公需施策の在り方などについて具体的な課題や見直し策を検討して行くことになった。これには自治省担当者も参加する。「公共工事入札・契約制度基本問題検討委員会」がそれであり、制度面を中心に一年後に中間報告、活動期間は二～三年の予定である。すでに自治省では、地方自治法の改正などを視野に入れた、総合評価法式の導入策を探るための検討会を設置して検討に着手している。

このように、今年に入り、既存の入札・契約制度を本格的に再検討する動きが活発化してきた。

7. 入札制度改革とコスト削減

平成五年、平成十年の二回にわたる中建審建議で、入札・契約制度の改革が提案されてきた。しかし、入札制度の根幹である会計法規の抜本的改革に踏み込む提案までには至らなかった。最近の官公庁発注者側の動きは、会計法規の抜本的改革に踏み込まなければならないという認識がようやく示されてきた。

総合評価方式、入札時VE、契約後VE、設計・施工一括方式など多様な入札・契約方式の導入を提案すれば、現行の会計法規の改革に突き当たるのは当然である。

入札時VEのうち、技術提案総合方式で、予定価格を超える優れた技術提案があった場合、現法令下では落札できない。建設省では先ず実績を重ねて、それが問題かどうかを見極める意向のようだが、法令上の「透明性」に欠ける。予定価格を下回っていさえすれば、現在の予決令でも最低応札額でない者との契約ができるが、大蔵省との個別協議を行うことが条件となっている。地方自治法には予決令のような規定がなく、地方自治体では価格以外の要素で落札者を決めることはできない。地方自治体で総合評価方式を導入できるようにするためには、地方自治法の改正が必要である。欧米諸国で採用されているVE制度は、落札者が費用削減を提案した場合に削減分の一部(例えば50%)を落札者に与えて提案のインセンティブを付与するというものであるが、我が国の会計法はこのようなシステムを想定しておらず、VE制度が会計法上認められるのかどうか準拠すべき条項がないのが現実である。

現在の会計法は簡単にいえば、価格だけの競争で予定価格に上限拘束性があり、予定価格を超えれば失格する。低入札価格調査制度があるが、とにかく最低価格を提示した者と契約するシステムとなっている。実態の合わなくなった制度とその根幹にある会計法をいつまでも解釈論や裁量判断で押し通すのではなく、抜本的に改革しない限り、打開の進路は開けない。

平成九年(1997)四月、政府が発表した『公共工事コスト縮減対策に関する行動指針』(指針)および公共事業を担当する建設・農水・運輸三省の『公共工事コスト縮減対策に関する行動計画』(行動計画)により、公共工事のコスト削減が推進されている。

初年度である昨年度の成果は平成八年度と比較して縮減率は三％であった。指針には「公共工事のコストに影響を与える要因の例示」が示されている。公共工事の執行プロセス五段階、価格決定要因十九施策項目、社会的背景として、水準、法律、政策等十五項目、それに関係する省庁の相関図である。

公共工事の実効的なコスト縮減を図るためには、公共事業担当各省庁のみならず、政府が一体となった広範な取組みが不可欠なのである。とりわけ、会計法規、官公需法の速やかな見直しと抜本的な改革が必要である。

最近話題となっている民間から資金とマネジメントのノウハウを公共事業へ導入するPFI(Private Finance Initiative)やPPP(Public Private Partnership)等については、さらに広範にわたる関係法規の見直しや変更が必要となる。

8. 入札予定価格の適正性

(1) 我が国の入札価格積算

我が国公共工事は官庁発注者の直営工事時代の考え方がまだまだ支配的である。工事の施工プロセスを重視し、プロセス毎の材料、労務、機械などの所要額を精緻に積み上げて工事費を算定するコスト積算体系である。

積算システム自体がますます精緻になり巨大化してきた。積算が細分化・複雑化する一方で工事の施工形態、工事を取り巻く諸問題や社会環境に対して機動的に対応することができず、弾力性が欠けている。

最近、一部工種で市場単価が採用されるようになった。しかし、主流は理論的に精緻な積み上げにもとづく積算である。その積算金額と実際の現場工事とコストの対比が検証されているのだろうか。実際の工事コストがどのようにフィードバックされているのだろうか。

今年度予定価格の事後公表がようやく実施されるようになったが、工事について、プロジェクト全体の執行マネジメントを外部から検証することは残念ながらできない。そのような検討資料はいまだ情報公開されていない。公共工事発注者側のプロセスは事後といえどもいっさい公表されることがないのが我が国の現況である。積算が甘いとか、コストが高いとかいう一部の事例が会計検査院の検査報告書や総務庁の行政監査報告書で公開されるだけである。

(2) 先進諸国の入札価格積算

先進諸外国では発注者側の見積価格、我が国でいう予定価格は原則として入札公告時点で公開されることが多い。その数字はあくまでもひとつの指標であり、応札価格をチェックするための手段にすぎない。

a) 米国連邦調達庁

米国連邦調達庁では工事費見積もり作業は以下の四段階でなされる。

- ①企画・構想段階で、工事の概略予算枠を定めるためのものであり、インハウスエンジニアが行う。
- ②基本計画段階で、躯体、仕上、設備などの部分別単価による積算が行われる。
- ③詳細な部分別単価による積算を基本設計図にもとづいて行なわれる。VEはこの段階で集中的に行われる。
- ④実施設計段階で工種別単価による積算が行われる。
- ⑤工事契約段階で落札者の見積書のコスト・データ分析がなされる。

②以降は民間のコストコンサルタントが積算を担当する。複雑な大型土木工事などの場合、入札参加をしないことを条件に競争関係にある建設業者に行かせたユタ州道路局の事例もある。

b) 英国その他の総価単価契約

欧州では英国をはじめ先進諸国の請負価格の契約方式の主流は総価単価契約である。契約書の単価は、入札評価の際チェックされる。単価は、設計変更などの場合、適用される位置付けのものである。それらの単価は契約書の共通条件書、特記条件書、入札図面、数量積算基準によって算出される。単価の見積範囲に共通性があり、施工単価ベースとして他の工事に利用することが可能である。英国土木技術者協会が土木工事標準検測法(CESMM)を発行しており、それにもとづくデータベース(CESMM3 Price Database 1996/97 など)がある。

米国、英国などでは、施工単価ベース資料の信頼性は高く、発注者側、応札者側に活用されている。

(3) 契約用語の共通化・統一化

最近、我が国では、公共工事用の新土木工事積算大系が整備されて、工種体系や用語の定義や統一化が進められてきた。しかし、それらが国際的に通用するものなのかの整合性を検証する必要がある。

米国では、建設関係者が建設仕様協会(Construction Specification Institute: CSI)と共同作業で仕様書の標準化を行ってきた。最近では、性能仕様(Performance Specification)についての作業が進められている。

英国では、英国規格協会が、建設関係各団体と連携して、英国標準規格、英国標準規格実施基準をまとめている。これらが欧州規格へと発展するとともに事実上の世界標準として広く世界のプロジェクトに利用されている。

我が国の仕様書は、用語の定義も、内容の書き方も各業界ばらばらであり、統一化が図られていない。仕様書の書き方についての標準的な概念、体系もなく、大学等で本格的に仕様書の書き方を研究・教育しているところもない。

(4) 「造る」から「買う」への立場の転換

本年2月、建設省は『公共工事の品質確保等のための行動指針』を発表した。同報告書では、公共工事発注者の立場が「造る」から「買う」への転換を示唆している。「造る」という立場で、工事の遂行についてほとんどの責任を負って

きた発注者が、「買う」立場へシフトするには、いままで曖昧であった発注者、請負者のそれぞれの役割(義務と責任)とリスク分担を明確に規定する必要がある。工事参加者それぞれの役割とリスク分担が明確にならなければ、不確定要素が多くて、正確な建設コストを見積ることができない。

現在の公共工事契約約款は、発注者が「造る」から「買う」へシフトした場合に対処できるものなのか、さらに、WTO 協定にもとづく政府調達国際化にも対処できるものなのか、見直しが必要である。

予定価格は工事の標準的な費用を根拠とするというコンセプトは、発注者が「買う」立場へシフトした場合、当然考え方が変わらなければならない。予定価格はどの業者が施工しても同じだという標準性よりも、競争性、市場性に重点を移さなければならない。

英国においては、レイサム報告書を引き継いで具体的な実施策を提案する建設産業委員会(Construction Industry Board: CIB)が活動を行っている。

その第11作業グループの報告書には英国の公共工事のコスト指数が90～94年にかけてそれまでの上昇傾向から30%下落した図表が示されている。不況により、建設コストが急激に下落した市場性を如実に示すものである。我が国公共工事の入札価格にはいままでこのような市場の敏感性はない。それは、そのような市場性が働くような仕組みになっていないからである。しかし、発注者が「買う」立場にシフトすれば、英国と同様の応札価格下落現象が表れることになる。

9. 予定価格の意義の変更

予定価格についての様々な問題を指摘してきたが、精緻な積算方法を確立してきたといういままでのやり方も、その積算の根拠となる入札書類、すなわち、共通条件書、特記条件書、仕様書、図面などが、各発注者の手作りのものであり、不透明かつ曖昧さの多いものであり、標準性(共通性)、国際性の視点が欠けたものであると、断定せざるをえない。

我が国の予定価格は、土木工事の特性である一品生産と現場条件によって制約されたいわば職人芸の産物である。工事をその企画段階か

ら供用段階に至るまで総合的にマネジメントする視野から考えるという概念が欠如している。工事の大型化、複雑化が進む中で、建設マネジメントという総合的なプロジェクト・マネジメント手法の中で、細分化された精緻な積算を行うことに優秀なエンジニアの精力を注ぐことの意義はない。視野の狭い範囲の戦術にしすぎない。工事のプロジェクト戦略を確立し、そのためのインプット、アウトプットを重視し、大局的に把握する方向へと発注者側エンジニアのマインドを転換すべきである。欧米先進諸国のように施工単価データベース方式に移行するための公共工事の枠組みの転換を図るべきである。

現在の我が国の会計法規では、公共工事の調達には価格だけの競争である。すなわち、発注者の予定価格という指し値に対する応札者の最低価格の叩き合いである。大型化・複雑化した工事には、公共工事発注者がそのすべてに対応することができないものも多くなってきた。直営から請負への転換で、現場の工事遂行の主導権はすでに請負者側に完全にシフトしている。建設関連産業も含めた民間のアイデア、技術力、マネジメント力、資金力などが充実してきた。民間の協力は、プロジェクトの企画・基本計画段階から、施工、供用段階に至るすべての段階で不可欠である。そのために、工事の企画段階から最終の供用段階に至る情報の公開と執行プロセスの透明化が不可欠である。工事発注方式の多様化、入札評価も価格から応札者の総合力評価へと転換すべきものが多くなっている。それゆえ、現在の我が国の公共工事調達方式の抜本的な見直しが必要である。とりわけ、予定価格の現在の意義を解体し、工事をチェックするためのひとつの手段に過ぎないという考え方へ転換すべきである。

最も重要なことは、工事全体のマネジメントであり、最終的にその工事全体の事業プロセスやコスト全般にわたり、第三者が監視するシステムが必要がある。米国や英国の会計検査院の仕事の八割は政策審査である。英国のPFIプロジェクトについても、すでに最初の三件について英国会計検査院の監査報告書が国会に報告され公開されている。我が国の会計検査院の監査は重箱の隅を突くようなものだとされているが、仲間内の審査であり、本格的な政策審

査を行ってはいない。会計検査院の監査も必要であるが、情報の公開による国民の審査が必須である。新しい会計法とともに、政府・公共機関調達法規や指針を確立すべきである。

公共調達は、基本的に最低価格で調達する方法と総合評価方式で調達する方法の二つに大別すべきである。

EU諸国の公共調達の基本であるEU公共事業指令は、公開手続（Open Procedure）、制限手続（Restricted Procedure）、随意手続（Negotiated Procedure）の三方式である。

発注者側見積価格（Estimated Value）も提示され、落札は、経済的に最も有利な応札（Economically most advantageous offer）と最低価格（Lowest price）のいずれにするかが官報での入札広告で示される。

10. おわりに

WTO新協定、EU諸国、米国などの公共調達方式などの国際的な視点も含めて、我が国の公共工事調達の新しい枠組みを構築すれば、おのずと入札制度の透明性、競争性が具体化する。発注者は、予定価格に重点を置いてきたいままの姿勢を改め、計画段階から供用段階までの工事全体にわたる大きな視野の中で総合的な建設マネジメントを行うことに力点を移すべきである。そして、ベスト・プラクティスを目指して、入札方式を多様化すべきである。

参考文献：

- 1 藤田修照「土木工事の積算」（財）経済調査会
- 2 福田昌史「公共工事の積算システムに関する研究」（財）日本建設情報総合センター
- 3 高柳岸夫他「官公庁契約精義」建設総合資料社
- 4 建設省『公共工事の品質確保等のための行動指針』平成十年二月
- 5 政府『公共工事コスト縮減対策に関する行動指針』平成九年四月
- 6 中建審建議『公共工事に関する入札・契約制度の改革について』平成五年十二月
- 7 中建審建議『建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向』平成十年二月
- 8 建設・農水・運輸三省『公共工事コスト

- 縮減対策に関する行動計画』
平成九年四月
- 9 Strategies for the European Construction Sector “A Programme for Change by W S Atkins, published by Construction Europe 1994
 - 10 Sir Michael Latham “Constructing the Team” April, 1994, U.K.
 - 11 “Towards a 30% Productivity Improvement” CIB Working Group 11
 - 12 金本良嗣「指名権、予定価格、談合3点セットからの脱却を」日経コンストラクション 91年5月24日号
 - 13 日経コンストラクション 98年3月13日号
 - 14 「よくわかる土木工事積算の実例」工学出版株式会社刊 1993年9月
 - 15 金本良嗣「公共調達制度のデザイン」会計検査研究
 - 16 日本経済新聞 97年10月7日号
 - 17 日刊建設通信新聞 98年3月16日号
 - 18 日本経済新聞 98年5月16日号
 - 19 都政新報 98年5月19日号
 - 20 日刊建設工業新聞 98年6月15日号
 - 21 「予定価格の事後公表がスタート」コラム「窓」建設業界 98年3月号
 - 22 「予定価格の公表」コラム「金口木舌」沢木太郎 建設業界 98年3月号
 - 23 「予定価格の事後公表」コラム「窓」建設業界 97年11月号
 - 24 「公共建築工事積算大系再構築の必要性」建築コスト研究 93年 Summer
 - 25 「海外積算事情調査報告」最終回 建築コスト研究 94年 Summer
 - 26 Performance Specifying for Design-Build by Susan McClendon, The Construction Specifier/May 1997
 - 27 Civil Engineering Standard Method of Measurement(CESMM) by ICE
 - 28 CESMM3 PRICE DATABASE 1996/97 Edited by EC HARRIS, Thomas Telford

Shifting the priority from ceiling price to total project cost

The Employer's ceiling price which the award of public work shall be made under this estimated price by the Employer in the Public procurement procedure in Japan has been concealed since public account law and relative regulations have taken effect in 1889. In February, 1998, “Recommendation on the Reforms of the Bidding and Contracting System for Public Works” by the Central Council on Construction Contracting Business proposed to disclose ceiling price at the post-tendering stage.

Following this Recommendation, Central Government, i.e. Ministry of Construction and Ministry of Transport and also most of local governments and Special Agencies have decided to disclose their ceiling prices of the tenders at the post-tendering stage, and commenced to disclose even at the pre-tendering stage, mostly in this fiscal year, i.e. from April, 1998. Ceiling price is disclosed without any review, modification or revision of related laws and regulations. It means that the concealment of ceiling price has been done by the Employer's discretion.

Ceiling price established by the Employer is substantially based on strictly divided and accumulated estimating system with qualified engineers and specialists. But It does not reflect actual construction process and execution of the Works. The Employer's contracting officers and engineers should change their objectives and their point of view for the Work to extend their ability for comprehensive project management. It means that they should take action to shift the importance from ceiling price to total project cost to obtain economically most advantageous performance of the Work. The Employers of public work should shift the priority from ceiling price to Total project cost. Considering the globalisation over the world, Account laws and related regulations in Japan should be fundamentally reviewed and drastically reformed for future development of Japan.